

医療機関の広告規制について その1



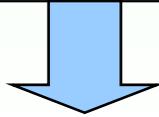
【1】原則禁止です

医療機関の広告は原則として禁止されています。
患者様の安全を第一に考え、以下の例をあげて広告禁止の立場をとっています。

- ① 比較広告（例、日本有数）
- ② 誇大広告
- ③ 客観的に証明できない広告（例、比較的安全）
- ④ 公序良俗に反する広告（例、費用強調・品位を損ねる広告）
- ⑤ 他法に違反する広告（景表法・薬事法）

しかし患者様やご家族が適正な医療機関を選択するために必要な情報が正確に提供されることが必要です。

そのため限定的に認められた事項は広告することが出来ることになっています。



【2】広告可能な事項

- ① 患者様の治療選択等に資する情報
- ② 医療内容については客観的評価が可能であり
- ③ かつ事後の検証が可能な事項に限られます。

とされていますが、具体的には次のとおりです。

- * 医師又は歯科医師である旨、薬剤師、看護師の氏名
- * 診療科名（原則2つ以内）
- * 名称、電話番号、所在場所、管理者氏名
- * 診療日、診療時間、予約の有無
- * 従業者の人数、患者数に対する配置割合
- * 医師等の氏名、年齢、性別、役職、略歴
- * 休日・夜間診療の実施 等

診療情報であって広告宣伝とはかけ離れています。
それでは集患につながることは
何も出来ないのでしょうか？

広告＝原則禁止

限定的に広告可能
・治療選択の情報
・客観的評価可能
・事後検証可能



次号に続く

お問い合わせはこちらをクリック ⇒ info@yamadasougou.co.jp